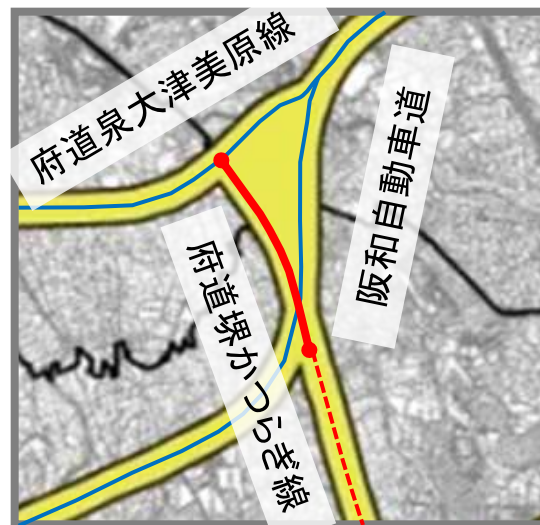
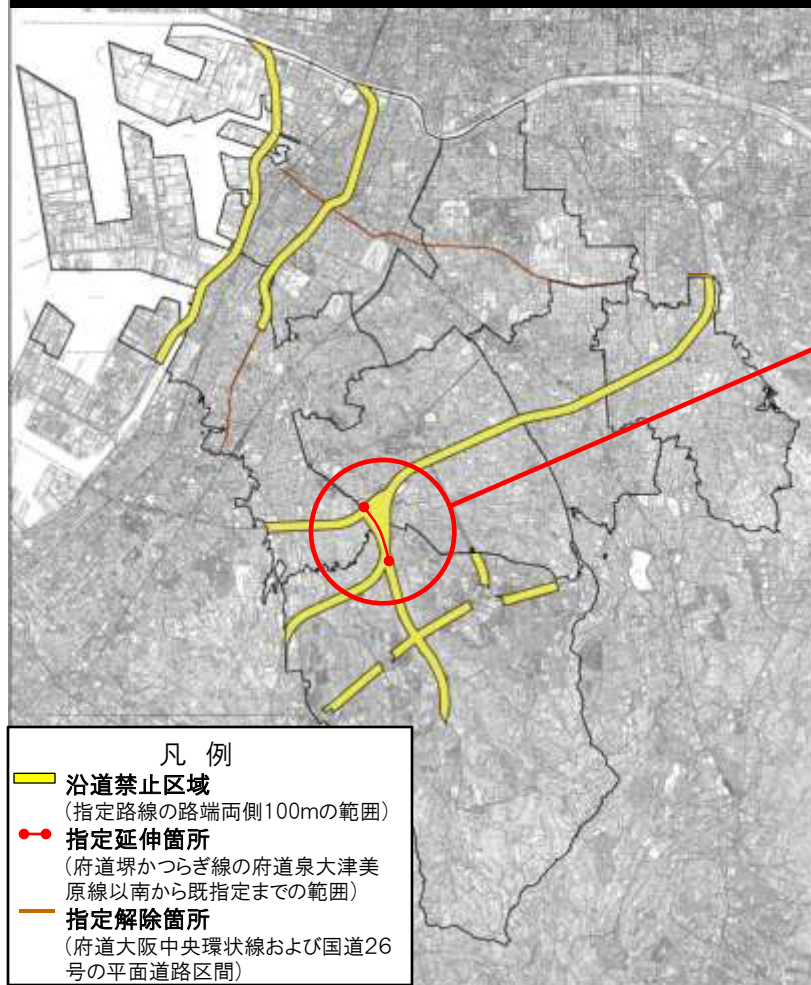


2. 禁止区域の見直しについて

2-1. 沿道禁止区域(指定道路に接続する禁止区域)に関する見直し

【現在の沿道禁止区域の見直し案】



○見直し案

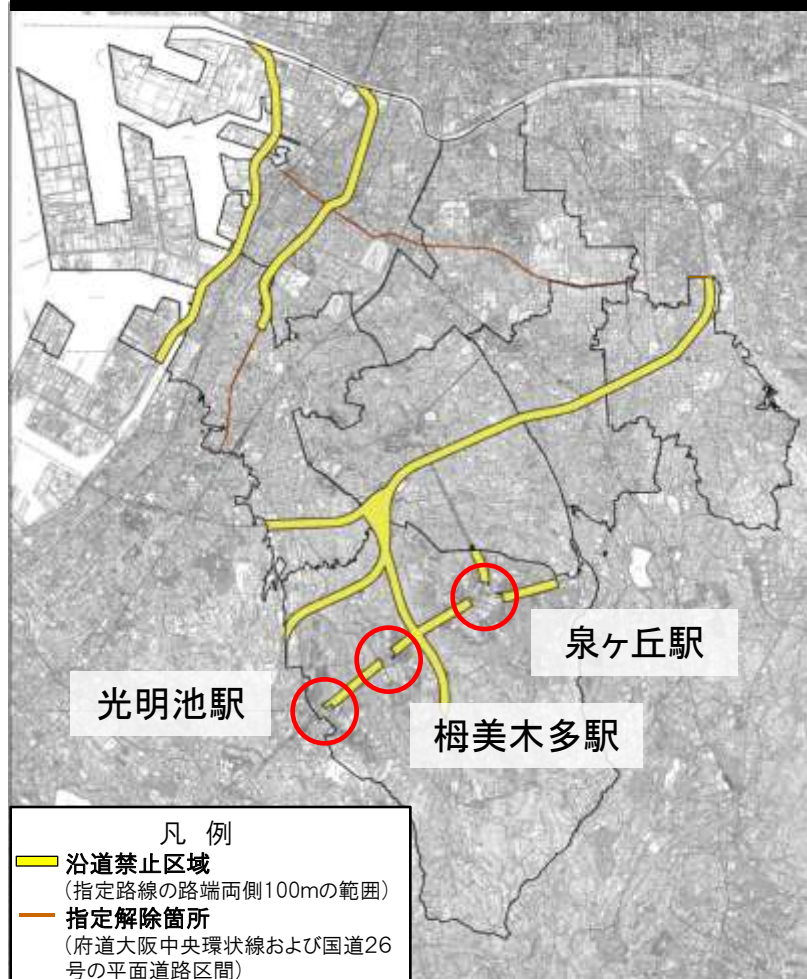
■ 指定道路からの視認性を踏まえ、規制区域の範囲を指定道路の道路端より両側100m幅に統一(一部区間を除く)。府道堺かつらぎ線については、路線指定を一部延伸し、府道泉大津美原線及び阪和自動車道とで囲まれる範囲を含む禁止区域として設定

⇒実態に即した範囲指定に改善

2. 禁止区域の見直しについて

2-1. 沿道禁止区域(指定道路に接続する禁止区域)に関する見直し

【現在の沿道禁止区域の見直し案】



○見直し案

■用途地域による制限緩和等を廃止
(ただし、泉ヶ丘駅、梅・美木多駅及び光明池駅周辺の商業系地域については、駅前広場としての特性も勘案し、適用を除外)

⇒区域の虫食い状態や飛び地が解消

2. 禁止区域の見直しについて

2-1. 沿道禁止区域(指定道路に接続する禁止区域)に関する見直し

■改善点

非自家用広告物の制限について、

- 土地利用や市街化の状況を踏まえた路線の指定、区域の見直し及び区域幅の統一を行います
- 用途地域に応じた制限緩和等を廃止します



- これらの見直しにより、わかりやすく、実状に応じた制限内容として改善を図ります。

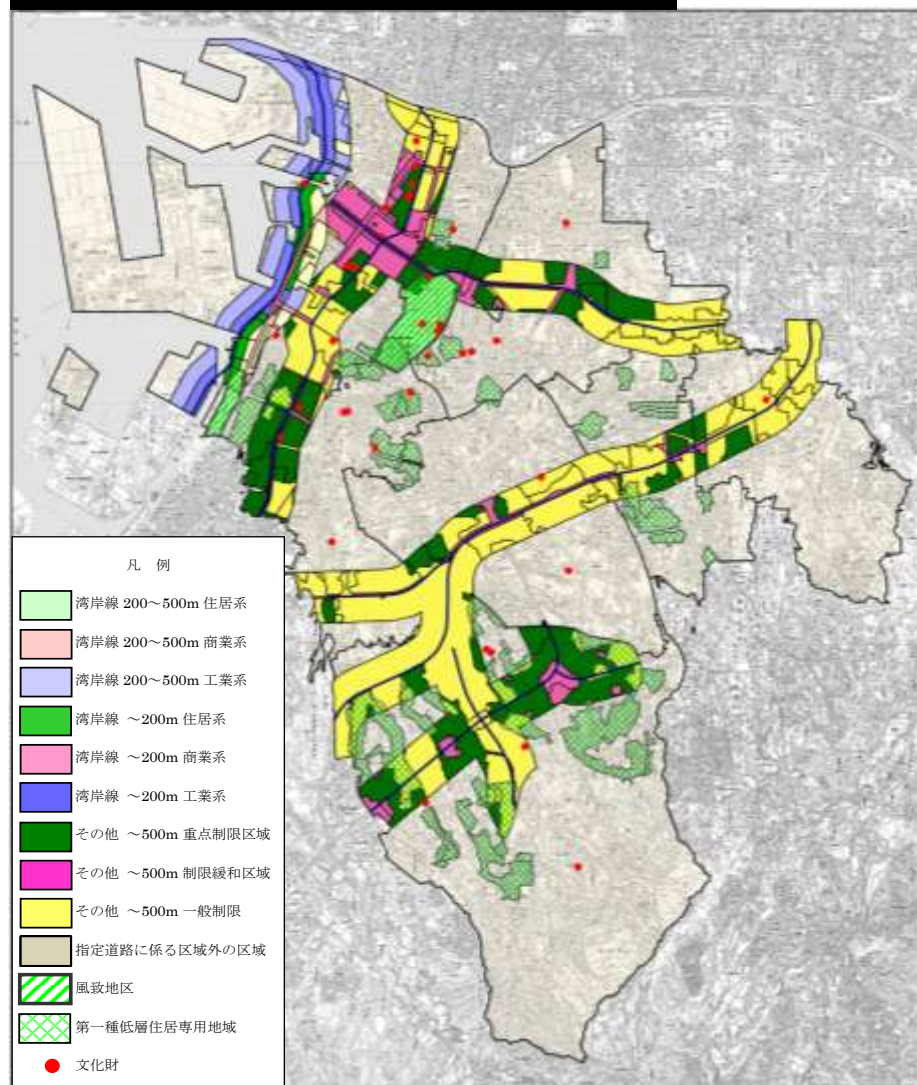
3. 許可基準等の見直しについて

3－1. 市全域に係る見直し (許可区域の設定及び許可基準等)

3. 許可基準等の見直しについて

3-1. 市全域に係る見直し(許可区域の設定及び許可基準等)

【現在の許可区域】※概要図



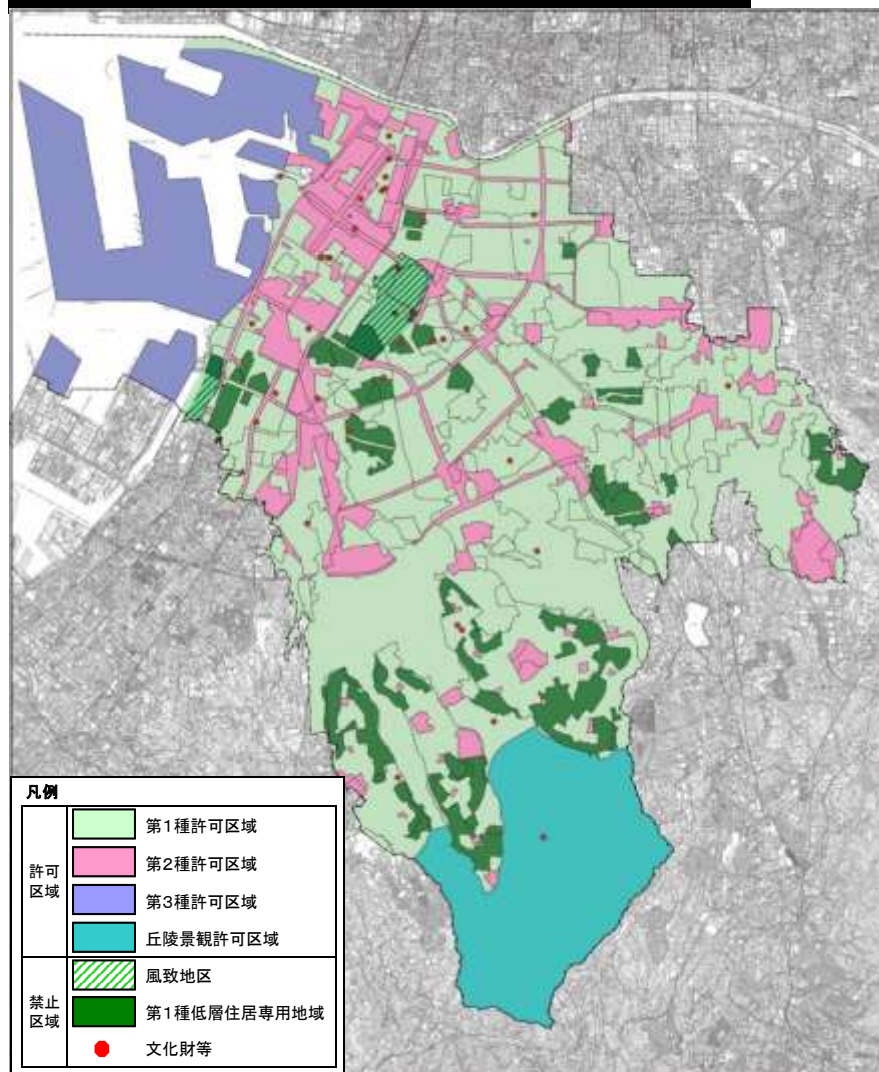
○現状と課題

- 市域全域が許可対象地域
 - 指定道路沿道のみ、用途地域等に応じて許可基準が細分化
 - 指定道路の沿道から離れた地域は用途地域に関わらず同一の許可基準
- ▼
- 土地利用状況に即さない許可基準
 - 指定道路沿道のみが複雑な区域設定

3. 許可基準の見直しについて

3-1.市全域に係る見直し(許可区域の設定及び許可基準等)

【許可区域等に関する見直し(案)】



○見直し案

■市域全体の土地利用状況を踏まえた許可区域設定・許可基準への見直し

許可区域の区分	土地利用
第1種許可区域 落ち着いた景観形成が求められる 住居系地域	第2種低層、第1種中高層、 第2種中高層、第1種住居、 第2種住居、準住居、 市街化調整区域(南部丘陵地域 を除く)
第2種許可区域 賑わいや生活の利便が求められる 商業系・工業系地域	近隣商業、商業、 準工業、工業地域、 工業専用地域(臨海部を除く)
第3種許可区域 1敷地規模が大きな臨海部の工 業専用地域	工業専用地域のうち、臨海部
丘陵景観許可区域 『多様な自然と人の営みが一体と なった丘陵地景観の保全』を景観 形成の方針とする南部丘陵周辺 地域	南部丘陵地域

3. 許可基準の見直しについて

3-1. 市全域に係る見直し(許可区域の設定及び許可基準等)

○事例

許可区域		第1種許可区域
土地利用		落ち着いた景観形成が求められる 住居系地域
壁面 広告物	面積	【面積】 —
		【面積比】取付壁面の1/3以内の面積
	範囲	【高さ比】縦が建造物の高さの範囲内
		【横幅】横が建造物の幅の範囲内
		【掲出高さ】 —
	その他	【件数】 —
		【構造】開口部窓、出入口、緊急進入口、 排煙口等を塞がない
屋上 広告物	面積	【面積】1表示面につき30㎡以内、 かつ総面積120㎡以内とする
	範囲	【高さ】縦が建造物の高さの1/3以内、 かつ5m以内の長さ
		【横幅】横が建造物の幅の範囲内
自立 広告物 その他 ほか	面積	【面積】1表示面につき10㎡以内 かつ、総面積20㎡以内
	範囲	【掲出高さ】地上から最上端までの高さ10m以内 (非自家用広告物及び広告板は4m以内)

1 表示面
約30㎡

屋上広告物



1 表示面
約10㎡

自立広告物



3. 許可基準の見直しについて

3-1. 市全域に係る見直し(許可区域の設定及び許可基準等)

許可区域		第2種許可区域
土地利用		賑わいや生活の利便が求められる商業系・工業系地域
壁面広告物	面積	【面積】 —
		【面積比】取付壁面の1/3以内の面積
	範囲	【高さ比】縦が建造物の高さの範囲内
		【横幅】横が建造物の幅の範囲内
		【掲出高さ】 —
	その他	【件数】 — 【構造】開口部窓、出入口、緊急進入口、排煙口等を塞がない
屋上広告物	面積	【面積】1表示面につき40㎡以内、 かつ総面積160㎡以内とする
	範囲	【高さ】縦が建造物の高さの2/3以内、 かつ10m以内の長さ
		【横幅】横が建造物の幅の範囲内
自立広告物ほか	面積	【面積】1表示面につき20㎡以内 かつ、総面積40㎡以内
	範囲	【掲出高さ】地上から最上端までの高さ15m以下 (非自家用広告物及び広告板は4m以下)

○事例

1 表示面
約40㎡

屋上広告物



1 表示面
約20㎡

自立広告物



3. 許可基準の見直しについて

3-1.市全域に係る見直し(許可区域の設定及び許可基準等)

許可区域		第3種許可区域
土地利用		1 敷地規模が大きな 臨海部の工業専用地域
壁面 広告物	面積	【面積】 —
		【面積比】取付壁面の1/3以内の面積
	範囲	【高さ比】縦が建造物の高さの範囲内
		【横幅】横が建造物の幅の範囲内
		【掲出高さ】 —
	その他	【件数】 —
		【構造】開口部窓、出入口、緊急進入口、 排煙口等を塞がない
屋上 広告物	面積	【面積】 —
	範囲	【高さ】縦が建造物の高さの2/3以内、 かつ10m以内の長さ
		【横幅】横が建造物の幅の範囲内
自立 広告物 その他 ほか	面積	【面積】 —
	範囲	【掲出高さ】地上から最上端までの高さ15m以下

○事例

屋上広告物

縦の長さ
約10m



3. 許可基準の見直しについて

3-1.市全域に係る見直し(許可区域の設定及び許可基準等)

許可区域		丘陵景観許可区域
土地利用		『多様な自然と人の営みが一体となった丘陵地景観の保全』を景観形成の方針とする南部丘陵周辺地域
壁面広告物	面積	【面積】取付壁面につき30㎡以内 【面積比】取付壁面の1/3以内の面積
	範囲	【高さ比】縦が建造物の高さの範囲内
		【横幅】横が建造物の幅の範囲内
		【掲出高さ】 —
	その他	【件数】取付壁面における掲出数4個以内 【構造】開口部窓、出入口、緊急進入口、排煙口等を塞がない
屋上広告物	面積	掲出不可
	範囲	
自立広告物ほか	面積	【面積】1表示面につき10㎡以内 かつ、総面積20㎡以内
	範囲	【掲出高さ】地上から最上端までの高さ10m以下 (非自家用広告物及び広告板は4m以下)

○事例

取付壁面
約30㎡

壁面広告物



1表示面
約10㎡

自立広告物



3. 許可基準の見直しについて

3-1. 市全域に係る見直し(許可区域の設定及び許可基準等)

■改善点

○沿道禁止区域の役割と許可区域の役割を明確にすることにより、わかりやすい許可制度に改善する。

○用途地域などを踏まえた許可区域及び許可基準を設定することにより、土地利用に応じた屋外広告物の制限が可能となる。

○自然環境豊かな南部丘陵周辺地域に丘陵景観許可区域を設定することで、自然景観を阻害する屋外広告物の掲出を制限し、丘陵景観の保全を図る。

3. 許可基準等の見直しについて

3－2. 個別基準に係る見直し

3. 許可基準の見直しについて

3-2. 個別基準に係る見直し【①バス停広告に関する基準】

○現状と課題

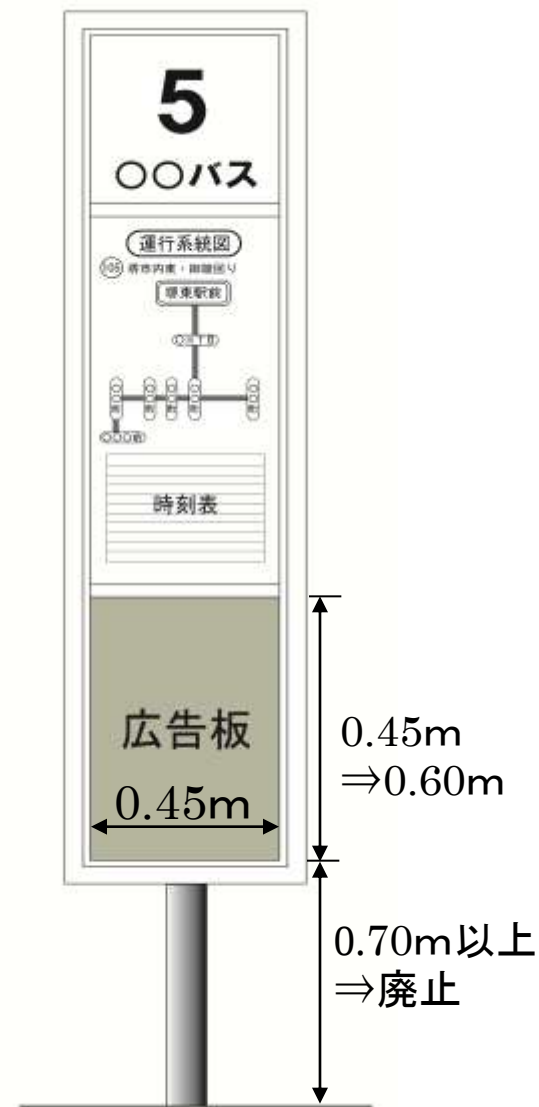
■ 現行基準

- ・縦0.45m以内、横0.45m以内
- ・地上から最下端までの距離0.70m以上
- ・掲出個数 2面以内
(進行車両の非対向面及び歩道側面に限る)

■ 歩道のバリアフリー化等により、一部のバス停留所の広告面が基準に即さない状況が生じている

○見直し案

- 以下のとおり見直し
- ・縦0.4m⇒0.6m以内
- ・高さ規定を廃止



3. 許可基準の見直しについて

3-2. 個別基準に係る見直し

【②バス停留所に設置される上屋に対する広告物の添加に関する基準】

○現状と課題

- 個別基準なし(建物における基準を適用)
- バス停留所において、その維持・管理の観点から上屋に対する広告物の添加に関する需要が増えており、多くの自治体において個別基準を設置し始めている

○見直し案

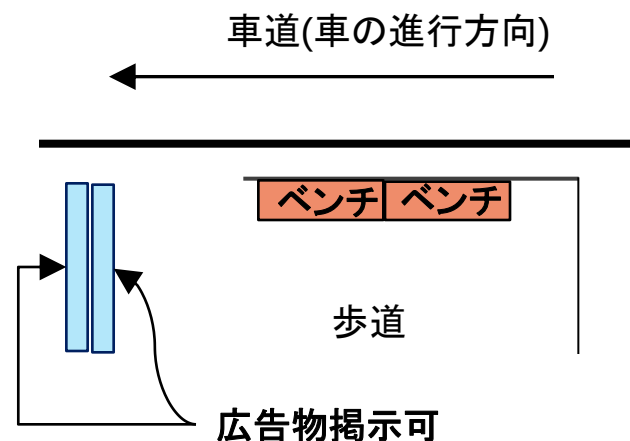
- 以下のとおり個別基準を設定

対象	許可基準
バス停 上屋広告	・ 添加広告物は、上屋の幅及び高さの範囲内とする
	・ 設置場所は、上屋壁面のうち、車道から上屋に正対して正面の車道側及び左側の壁面以外とする
	・ 表示面積は、1面につき2㎡以下とする(ただし、バス停留所名等の表示は除く)
	・ 広告物の掲示面は、上屋1基当たり2面以下とする(ただし、3面以上の掲示面を設けても、当該広告物が、運転者に対し訴求するものとならない場合には、4面まで可能とする)
	・ 動光、点滅照明、ネオンサインその他これに類するものは使用しないこと

○設置事例



○設置例図



3. 許可基準の見直しについて

3-2. 個別基準に係る見直し【③消火栓標識を利用する広告に関する基準】

○現状と課題

- 適切な維持管理の実施に向け、広告収入を維持管理費に充てる民活方式を導入
- このことにつき、多くの自治体において個別基準を設定
- 本市においては、これまで自立広告物の許可基準を準用

○見直し案

- これら現状を踏まえ、以下のとおり、新たに個別の許可基準等を設定
 - ・表示面が、縦0.4m以内、横0.8m以内であること
 - ・地上から広告物等の最下端までの距離が歩道にあっては2.5m以上、車道にあっては4.5m以上であること
 - ・禁止区域の適用は除外する

